

〔藤岡市〕

※令和8年2月27日現在

群馬県高崎土木事務所建築係

用 途 地 域			第 1 種 低 層 住居専用	第 2 種 低 層 住居専用	第 1 種 中 高 層 住居専用	第 2 種 中 高 層 住居専用	第 1 種 住 居	第 2 種 住 居	準 住 居	田園住居	近隣商業	商 業	準 工 業	工 業	工業専用	無 指 定 (白地地域)
法第52条・第53条関係 建 蔽 率 ／ 容 積 率			40／80※1 60／100	－	50／100※2 60／200	60／200	60／200	60／200	60／200	－	80／200	80／400	60／200	60／200	60／200	70／200
法第52条第2項関係 道路幅員による容積 率 制 限 (係 数)			0.4	－	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	－	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
法第46条関係 壁 面 線			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第53条の2関係 最 低 敷 地 面 積			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第54条関係 外 壁 後 退			1 m※3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第55条関係 絶 対 高 さ 制 限			10m	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第56条第1項 第一号関係 道 路 斜 線 制 限	適用距離		20m	－	20m	20m	20m	20m	20m	－	20m	20m	20m	20m	20m	20m
	勾 配		1.25	－	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	－	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
法第56条第1項 第二号関係 隣 地 斜 線 制 限	立 上 り		－	－	20m	20m	20m	20m	20m	－	31m	31m	31m	31m	31m	31m
	勾 配		－	－	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	－	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
法第56条第1項 第三号関係 北 側 斜 線 制 限	立 上 り		5m	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	勾 配		1.25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法 第 56 条 の 2 関 係 日 影 規 制	対 象 建 築 物		軒高7m超又は 地上3階以上	－	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	－	高さ10m超	－	高さ10m超	－	－	－
	規 制 時 間	隣地5 m超	4 時間	－	4 時間	4 時間	5 時間	5 時間	5 時間	－	5 時間	－	5 時間	－	－	－
		隣地10m超	2.5時間	－	2.5時間	2.5時間	3 時間	3 時間	3 時間	－	3 時間	－	3 時間	－	－	－
	測 定 面		1.5m	－	4 m	4 m	4 m	4 m	4 m	－	4 m	－	4 m	－	－	－
法第61条関係 防 火 ・ 準 防 火 地 域			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法第22条・23条地域			適用	－	適用	適用	適用	適用	適用	－	適用	適用	適用	適用	適用	適用外
法第68条の2関係 地 区 計 画			(※は建築制限条例あり) ①中地区※ ②森南地区※ ③東平井工業団地第二期地区※ ④西部工業団地（第3期）地区※ ⑤藤岡 I C西産業団地（第2期）北地区※ ⑥藤岡 I C西産業団地（第2期）南地区※													
法第73条関係 建 築 協 定			(地区名／所在地／申請者／認可年月日) ①パープルタウン北の原／藤岡市藤岡／群馬県住宅供給公社／H13.10.2													
特 記 事 項			■※1,※2は、都市計画図（藤岡市HP）等から確認可。 ■※3は「パープルタウン北の原」のみ ■一部都市計画区域外あり													